

明石市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、政令、省令及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付厚生労働省老健局長通知）において使用する用語の例による。

(総合事業の実施)

第3条 明石市が行う総合事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 第一号事業のうち次のアからクまでに掲げる事業

- ア 予防専門訪問型サービス
- イ 共生型訪問型サービス
- ウ 生活援助訪問型サービス
- エ 短期集中訪問型サービス
- オ 予防専門通所型サービス
- カ 共生型通所型サービス
- キ 短期集中通所型サービス
- ク 介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業のうち次のアからオまでに掲げる事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

2 市長は、総合事業を次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める方法により実施することができる。

- (1) 前項第1号エ及びキに掲げる事業以外の事業 指定事業者による実施
- (2) 前項第1号ア、イ、オ及びカに掲げる事業以外の事業 省令第140条の69に定める基準に適合する者に対する委託による実施

(総合事業の利用対象者)

第4条 総合事業を利用することができる者(以下「利用対象者」という。)は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 前条第1項第1号アからキまでに掲げる事業 市内に住所を有する居宅要支援被保険者等のうち、介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業による支援若しくは基準該当介護予防支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画の作成を受けたもの。ただし、短期集中型訪問型サービス及び短期集中通所型サービスにあつては、第一号被保険者に限る。
- (2) 前条第1項第1号クに掲げる事業 市内に住所を有する居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援を受けている者を除く。)
- (3) 一般介護予防事業 第一号被保険者及びその支援のための活動に関わる者(利用の手続)

第5条 利用対象者は、第一号事業を利用しようとする場合は、市長が別に定める届出書に被保険者証を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、既に被保険者証に介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称が記載されており、当該事業所又は地域包括支援センターが引き続き介護予防ケアマネジメントを行う場合は、届出を省略することができる。

2 前項ただし書の規定により届出を省略する場合は、利用対象者(事業対象者(省令第140条の62の4第2号に規定する者をいう。以下同じ。))に限る。次項において同じ。)は、被保険者証を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出又は前項の規定による提出をした利用対象者に係る次に掲げる事項を市長が別に定める事業対象者台帳に登録するものとする。

- (1) 氏名、生年月日及び性別
- (2) 被保険者資格の取得年月日
- (3) 事業対象者である旨
- (4) 介護予防サービス費等区分支給限度基準額又は第9条第1項第1号若しくは第2号に掲げる額
- (5) その他市長が必要と認める事項

4 市長は、前項の登録を行ったときは、次に掲げる事項を被保険者証に記載し、これを当該登録を受けた者に交付するものとする。

- (1) 事業対象者である旨
- (2) 基本チェックリストの実施日
- (3) その他市長が必要と認める事項

(負担割合証の交付)

第6条 市長は、前条第3項の登録を受けた者に対し、市長が別に定める負担割合証を、有効期限を定めて交付するものとする。

2 省令第28条の2第2項及び第4項から第6項までの規定は、前項の規定により交付した負担割合証について準用する。

(総合事業に要する費用の額)

第7条 省令第140条の63の2第1項第1号イ及び同項第3号イの規定により明石市が定める費用の額は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）に準じて市長が別に定める単位数に次表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に定める額を乗じて得た額とする。

| | |
|-----------------------|--|
| 第3条第1項第1号ア、イ及びウに掲げる事業 | 10円に明石市の地域区分（厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に規定する地域区分をいう。以下同じ。）における訪問介護の割合を乗じて得た額 |
| 第3条第1項第1号オ及びカに掲げる事業 | 10円に明石市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額 |

2 第3条第2項の規定により同項第2号に掲げる総合事業を委託して実施する場合の当該総合事業に要する費用の額は、市長が別に定める。

(第一号事業支給費の割合)

第8条 省令第140条の63の2第1項第3号イの規定により明石市が定める割合は、次の各号に掲げる居宅要支援被保険者等の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（次号に掲げる者を除く。） 100分の80

(2) 法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等 100分の70

(3) 前2号に掲げる者以外の者 100分の90

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事情があることにより、第一号事業に必要な費用を負担することが困難である旨の市長の認定を受けた居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費の割合は、次の各号に掲げる事情の区分に応じ、当

該各号に定める割合とする。

(1) 居宅要支援被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める割合

ア 損害の程度が全壊、全焼又は流失の場合 100分の100

イ 損害の程度が半壊、半焼又は床上浸水の場合 100分の95

(2) 次のアからウまでに掲げる事情 100分の95

ア 居宅要支援被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

イ 居宅要支援被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

ウ 居宅要支援被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

3 前項の規定による認定を受けようとする居宅要支援被保険者等は、市長が別に定める申請書に、同項に規定する事情に該当することを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定することを決定したときは市長が別に定める認定証を、認定しないことを決定したときはその理由を付した書面を、当該申請を行った居宅要支援被保険者等に交付するものとする。

5 前項の規定による認定の有効期間は、同項に規定する事情が生じた日から6月間とする。

(第一号事業支給費の支給限度額)

第9条 指定事業者が実施する総合事業を利用した者（以下「利用者」という。）が1月に受けた指定第一号訪問事業（第一号訪問事業のうち指定事業者により行われるものをいう。以下同じ。）及び指定第一号通所事業（第一号通所事業のうち指定事業者により行われるものをいう。以下同じ。）に係るサービスにつき当該利用者に支給する第一号事業支給費の総額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 利用者が居宅要支援被保険者である場合 法第55条第1項及び第59条の2の規定により算定した額に相当する額
- (2) 利用者が事業対象者(前条第1項第1号に該当する者に限る。)である場合 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額(要支援1に係る部分に限る。以下「事業対象者区分支給限度基準額」という。)の100の80に相当する額
- (3) 利用者が事業対象者(前条第1項第2号に該当する者に限る。)である場合 事業対象者区分支給限度基準額の100の70に相当する額
- (4) 利用者が事業対象者(前2号に掲げる者を除く。)である場合 事業対象者区分支給限度基準額の100の90に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、利用者が同一の月において指定第一号訪問事業又は指定第一号通所事業と介護予防サービス等区分に係る介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)を利用している場合における第一号事業支給費の額の総額並びに介護予防サービス費の額の総額、特例介護予防サービス費の額の総額、地域密着型介護予防サービス費の額の総額及び特例地域密着型介護予防サービス費の額の総額の合計額は、前項第1号に定める額を超えることができない。

(高額介護予防サービス費等相当額の支給)

第10条 市長は、利用者(指定第一号訪問事業又は指定第一号通所事業を利用した者に限る。)に対し、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の額に相当する額(以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。)を支給するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当額の算定及び支給については、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給の例による。

(費用の負担)

第11条 第一号事業の利用に際し、食費、原材料費等の実費が生じたときは、当該実費は、第一号事業を利用する者の負担とする。

2 第3条第2項の規定により委託して実施する総合事業を利用した者は、市長が別に定める額を利用料として納付しなければならない。

(受託事業者)

第12条 第3条第2項第2号の規定により委託を受けた事業者(第一号事業を行う事業者に限る。以下「受託事業者」という。)は、総合事業のサービスの提供の

開始に際し、あらかじめ、当該総合事業の利用を申し込む者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

- 2 受託事業者（介護予防ケアマネジメントを行う事業者を除く。）は、総合事業に係るサービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
（一般介護予防事業）

第13条 前各条に定めるもののほか、一般介護予防事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により同条の表の下欄に定める指定を受けたものとみなされた事業所により行われる第一号事業を利用した場合の当該第一号事業に要する費用の額の算定については、第7条第1項の表中「明石市」とあるのは「第一号事業を行う事業所の所在地」と読み替えて、同条を適用する。

附 則（平成30年3月30日制定）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月20日制定）

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日制定）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。